

埼玉県農林部と国立大学法人埼玉大学教育学部との
木育の推進を目指した協力・連携に関する覚書

埼玉県農林部と国立大学法人埼玉大学教育学部との
木育の推進を目指した協力・連携に関する覚書

埼玉県と国立大学法人埼玉大学との相互協力・連携に関する協定書（平成19年3月14日締結）第3条に基づき、以下のとおり覚書を締結する。

第1 埼玉県農林部（以下「県」という。）と国立大学法人埼玉大学教育学部（以下「大学」という。）は、それぞれの設置の趣旨及び相互の立場を尊重し、一層の緊密な連携により、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ教育活動（以下「木育」という。）を推進する。

第2 県及び大学は、連携して次に掲げる事業等を実施する。

- (1) 県が行う木育に関する取組に対して、大学がアドバイスをを行う事業
- (2) 県及び大学が協働し、木育を行う事業
- (3) 連携のための窓口を県及び大学がそれぞれ設置し、意見交換を行うこと
- (4) その他県及び大学が協議の上必要と認める事業

第3 県及び大学が連携して行う事業等に関する経費については、原則各々の負担とする。ただし、必要に応じて各事業に関する経費の負担について、県及び大学が協議して定めることができる。

第4 県及び大学が連携して行う事業から発生した事故により生じた損害については、故意又は重大な過失がない限り、それぞれ相手に対しその責を負わないものとする。

第5 この覚書の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、覚書の有効期間満了の日の30日前までに、県又は大学から解除の申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とする。その後においてもまた同様とする。

第6 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、県及び大学が別途協議の上決定する。

第7 この覚書の締結を証するため、この覚書2通を作成し、県及び大学はそれぞれの1通を保有する。

平成22年4月1日

国立大学法人埼玉大学教育学部長

山口 和孝

埼玉県農林部長

西崎 泉